

沖縄県八重山合同庁舎内福利厚生施設「売店」出店事業者公募要項

沖縄県では、八重山合同庁舎1階福利厚生施設にて、売店を運営する事業者を下記のとおり募集します。なお、応募形態は単独事業者のほか、複数の事業者によるコンソーシアム（共同企業体）も可とします。

応募を希望される事業者は、この公募要項及び添付書類に記載の各事項をご確認の上、お申し込み下さい。

記

1 施設の所在等

所在地　：　沖縄県石垣市真栄里 438-1　八重山合同庁舎（1階）

面積　　：　16.83 m²

2 営業条件

（1）営業許可期間

営業許可期間は、原則として1年以内とし、支障がない場合は1年単位で更新することができるものとする。

（2）営業時間

営業時間は、平日午前7時30分～午後8時の範囲内とし、原則として昼時間帯である午前10時～午後1時の営業を必須とする。

【定休日：閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日、慰霊の日）】

（3）取扱商品

取扱商品は、利用者の多様なニーズに応えられるよう、事業者のノウハウを活かした品揃えを原則とするが、少なくとも以下の品目については常時、適切な数量を取り扱うものとする。

取扱必須商品：お弁当、おにぎり等の軽食、お菓子、パン

（4）施設使用料

沖縄県行政財産使用料条例第2条により算定した額とする。

（5）施設使用料の納入

年度ごとに沖縄県の発行する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前に、沖縄県が指定する期限までに当該年度分を全額納入すること。

（6）使用料の減額

本施設は、職員の福利厚生施設であることから、行政財産の使用許可に係る使用料の減免基準に

に基づき、7.5/10の減免措置を行う。

(7) 必要経費の負担

①光熱水費

- ・沖縄県公有財産規則第31条に基づき実費相当額を負担すること

②その他経費の負担

- ・売店の営業に必要な各種手続に要する費用
- ・室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・売店の広報及び販促活動に要する費用
- ・その他運営に関する一切の費用

3 応募資格

応募者は本要項に定める内容、条件等を十分理解し、店舗の整備及びその運営を行うための十分な資本力、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人、個人又は複数の事業者等により構成されるコンソーシアム（共同企業体）とし、次の要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 使用許可の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 店舗の営業に必要な資格を有すること又は取得できる見込みがあること。
- (3) 原則として直近2年間において、県内で1年以上飲食店経営の実績を有するもの。
- (4) 昼食時間等の一定時間内に需要に応じられる実績を有すること。
- (5) 福利厚生施設としてのメリットを提案できること。
- (6) 次のいずれかの項目に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により更正または再生手続を開始している者。
- ③県税等納付すべき税を滞納している者。
- ④沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2項の規定に該当する者。
- ⑤関係法令に基づく行政処分を過去3年間受けたことがある者。

- (7) 売店の出店にあたり、行政財産使用許可手続を行い、「沖縄県公有財産規則」及びその他行政財産使用に関する規定について遵守できること。

(8) コンソーシアム（共同企業体）により応募する場合は、上記（１）～（７）に加え、次の条件をすべて満たすこと。

- ①共同企業体を統括する代表事業者（総括責任者）を１者定め、各種手続き、連絡窓口および店舗運営全般における全体責任を負うこと。
- ②構成員となるすべての事業者が、上記（１）～（７）の応募要件を満たしていること。
- ③共同企業体の構成員は、本公募において他の共同企業体の構成員となり、又は単独で重複して応募することはできないこと。
- ④構成員間の役割分担や管理体制を明確にし、代表事業者の責任のもとで適正かつ継続的な運営を行うこと。

4 応募の手続き

申込書類等は、沖縄県ホームページからダウンロードしてください。

(1) 申込書類等の提出

①提出期限

令和８年１１月２０日（金）午後５時必着

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前９時から午後５時まで）

②提出場所

沖縄県総務部八重山事務所総務課（八重山合同庁舎２階）

住所：沖縄県石垣市真栄里 438-1

電話番号：0980-82-3040

③提出方法

持参（八重山合同庁舎２階八重山事務所総務課）又は郵送（書留）

④費用の負担

応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。

(2) 提出書類

	提出書類	様式等	提出部数	備考
①	公募参加申込書	様式第２号	１	
②	誓約書	様式第３号	１	
③	申込者の事業概要	様式第４号	１	
④	登記事項証明書		１	

⑤	直近3期分の貸借対照表、 損益計算書または確定申告書の 写し		1	
⑥	納税証明書		1	県税等（本店所在地）
⑦	印鑑証明書		1	
⑧	共同企業体協定書 ※該当がある場合		1	
⑨	企画提案書		8	※1
⑩	店内配置図		8	
⑪	販売品目及び価格一覧表		8	

※1 企画提案書については任意様式としますが、「商品の品質管理および物流体制」「従業員の配置計画」については必ず記載してください。また、県に対する独自の提案や取組等がある場合は、あわせて記載してください。

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとする。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

（4）その他

①応募は1者（1共同企業体）1提案。

②応募書類はカラーとすること。

③提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 現地見学会

令和8年10月26日（月）～令和8年11月20日（金）

※個別で日程調整を行いますので、希望日をメールにてご連絡下さい。

メールアドレス：aa017604@pref.okinawa.lg.jp 件名：現地見学会日程調整

6 質問の受付

（1）受付期間

公募開始日から令和8年11月13日（金） 午後5時まで

（2）提出方法

質問書（様式第1号）をご使用いただき、メールにて送信して下さい。

質問への回答は八重山事務所ホームページに掲載（質問者は非公開）し、個別には回答しません。

メールアドレス：aa017604@pref.okinawa.lg.jp

件名：八重山合同庁舎内福利厚生施設「売店」に関する質問

7 選考方法

（1）審査基準

- ①基本方針及び運営実績
- ②実施体制（運営体制、管理体制、地域への貢献）
- ③サービス内容等（店内レイアウト、提供メニュー等、災害時の対応、福利厚生施設としての機能・サービス）
- ④財務状況（福利厚生施設としての経営力）

（2）選考方法

企画提案書に基づく書類審査又はプレゼンテーションにより選考を実施します。

8 選考結果

選考結果は12月下旬頃に沖縄県ホームページに掲載します。審査経過・結果に対する問い合わせには応じません。

9 出店事業内定の取り消し

次の場合には、出店事業者の内定を取り消します。

- （1）提出書類に虚偽の記載をしたとき
- （2）応募要件を満たしていないことが判明したとき
- （3）出店事業者の内定から使用許可の手続までの間に、出店事業者について資金事情の変化等により店舗の設置・運営が困難であるとして八重山事務所が判断したとき
- （4）著しく社会的信用を損なう等により、出店事業者としてふさわしくないと八重山事務所が判断したとき
- （5）その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき
- （6）正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかったとき

- 10 営業事業者に決定された者は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び沖縄県公有財産規則第28条の規定により、沖縄県知事から行政財産の使用許可を受けること。

〈問い合わせ〉

〒907-0002 石垣市真栄里 438-1 沖縄県八重山事務所総務課 担当：浜元、神山

TEL：0980-82-3040 FAX：0980-82-3760